

原子力災害時の総理大臣の権限

○原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、…緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため…、主務大臣(経済産業大臣)に対し、**規制法第64条第3項の規定により必要な命令をするよう指示**することができる。

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項)

○原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、…**原子力事業者**に対し、**必要な指示**をすることができる。

(同法第20条第3項)

○経済産業大臣は、…**原子力事業者等**に対し、…**原子炉施設の使用停止**、…又は原子炉による災害を防止するため**必要な措置を講ずることを命令**することができる。

(原子炉規制法第64条第3項)